

40～64歳の方(第2号被保険者)の場合

● 加入している医療保険によって異なります

	国民健康保険に加入している方	職場の医療保険などに加入している方
決め方	国民健康保険料(税)の算定方法と同様に、所得や資産などに応じて世帯ごとに決まります。	加入している医療保険ごとに設定される介護保険料率と給料(標準報酬月額)および賞与に応じて決められます。
納め方	医療分と介護分を合わせて、国民健康保険料(税)として世帯主が納めます。	医療保険の保険料と介護保険料を合わせて、給料および賞与から差し引かれます。



知っておきたい
介護保険
Q&A

Q 保険料を納めないとならぬの?

A 期間に応じて次のような措置がとられます。
納付書で納める方はご注意ください。



1年以上
滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請により後で保険給付にあたる分が支払われる形となります。

*支払い方法の変更が介護保険証に記載されます。

1年6か月以上
滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

2年以上
滞納した場合

滞納した期間に応じて、利用者負担が3割(平成30年8月から一部の方は4割)に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給や食費・居住費(滞在費)の負担軽減が受けられなくなります。



災害などの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減免などが受けられる場合もありますので、中野区の窓口へご相談ください。

サービスにかかる費用

サービスを利用した場合、原則として費用の一部を負担して、残りは介護保険から給付されます。**変わります**

年金収入等	280万円未満	280万円以上 ※1	340万円以上 ※2
負担割合	1割	2割	平成30年8月から 3割

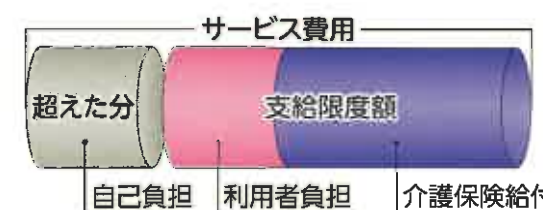
※1 合計所得金額160万円以上、かつ年金収入+その他の合計所得金額280万円(単身世帯の場合、夫婦世帯の場合346万円)以上。

※2 合計所得金額220万円以上、かつ年金収入+その他の合計所得金額340万円(単身世帯の場合、夫婦世帯の場合463万円)以上。

居宅サービス・介護予防サービスを利用した場合

居宅サービス・介護予防サービスは要介護度ごとに支給される限度額が決められています。限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。ただし、施設に通ったり宿泊・入居したりするサービスについては、食費や滞在費などの費用も自己負担となります。

要介護状態区分	支給限度額(1か月)
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円



支給限度額の中に含まれない
サービスもあります

● 特定福祉用具購入 1年間10万円まで ● 住宅改修費の支給 20万円まで

● 居宅療養管理指導 など

※介護予防サービスについても同様です。

利用者負担が高額になったら?

世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる利用者負担額(月額)が、下表の一定の上限額を超えたときは、申請により「高額介護サービス費」として後から支給されます。

段階区分	利用者負担上限額(月額)
・生活保護の受給者 ・利用者負担上限額を15,000円に減額することにより、生活保護の受給者とならない方	個人15,000円 15,000円
・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	個人15,000円
・世帯全員が住民税非課税の方など	24,600円
・一般(上記および下記以外の方)	44,400円*
・課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯の場合で383万円)以上などの現役並み所得に相当する方	44,400円

*1割負担の方のみの世帯の場合、年間上限446,400円となります。(平成29年8月分から平成32年7月末分まで)

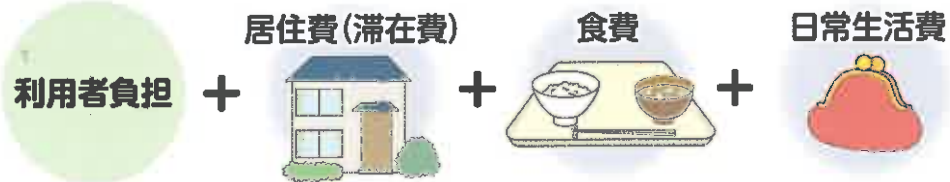
介護保険と医療保険※の利用者負担が高額になったら?

介護保険と医療保険の上限額を適用した後に、世帯内で1年間の利用者負担合計額が一定の負担限度額を超えた場合に、申請により超えた分が支給されます(高額医療合算介護サービス費)。

※医療保険とは国保、職場の健康保険、後期高齢者医療制度などのことです。

施設サービスを利用した場合

施設サービス費用の1割～3割と居住費(滞在費)、食費、日常生活費が入所者の負担となります。



居住費(滞在費)、食費のめやす(日額)

利用者の負担額は施設との契約により決まり、施設により異なります。世帯に住民税を課税されている方がいる場合は、下表の金額が標準的な費用のめやすとなります。

食費は「食材料費+調理費」、居住費(滞在費)は「室料+光熱水費」相当となります。

利用者負担額 (第4段階)	居住費(滞在費)			食費
	ユニット 型個室	ユニット型個室の多床室 従来型個室	多床室	
居住費(滞在費)と 食費の標準的な費用	1,970円	1,640円 (1,150円)	840円	1,380円



※()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。

※施設の設定した居住費(滞在費)・食費が標準的な費用を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

所得・資産の少ない方は居住費(滞在費)・食費の負担限度額(日額)が軽減されます

所得・資産の少ない方は、中野区へ申請し所定の審査に通過すれば、下表の限度額までの負担となります。

利用者負担 段階	対象者	居住費(滞在費)の限度額			食費の 限度額
		ユニット型 個室	ユニット型個室の多床室 従来型個室	多床室	
第1段階	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者など	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	820円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。

※施設の設定した居住費(滞在費)・食費が限度額を下回る場合は、施設の設定した金額が基準となります。

※「世帯全員」には別世帯の配偶者を含みます。

※一定以上の預貯金(単身で1,000万円、夫婦で2,000万円)など資産のある方は対象外となります。

※非課税年金は「遺族年金」と「障害年金」です。

中野区へ申請が必要です

高額介護サービス費の支給／高額医療合算介護サービス費の支給

所定の申請書を中野区へ提出します。

居住費(滞在費)、食費の負担の軽減

中野区に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを受けるときに事業者に提示します。

